

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、浜松市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

浜松都市計画用途地域

浜松都市計画道路 3・4・207号 阿蔵船明線

3・4・208号 阿蔵山線

浜松都市計画学校 1号 国立大学法人浜松医科大学

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課